

令和8年度版

# 市営住宅入居及び空家待ち入居者募集のしおり



申込期間:令和8年 5 月 1 日(金)~5 月29日(金)

南城市役所 土木建築部 施設管理課

〒901-1495 南城市佐敷新里 1870 番地

TEL:098-917-5351

## 目 次

・市営住宅空家待ち入居者募集について.....	1
・入居資格.....	3
・申込から入居まで.....	4
・優先的選考.....	5
・申込及び入居時の注意事項.....	7
・所得の計算方法.....	9
・控除金額の一覧表.....	1 3
・市営住宅家賃(参考値).....	1 4
・市営住宅申込書(記入例).....	1 5
・収入証明書(記入例).....	1 7

# 南城市営住宅入居及び空家待ち入居者募集について

今回の募集は、現在の空家及び今後発生する空家を対象として行うものです。

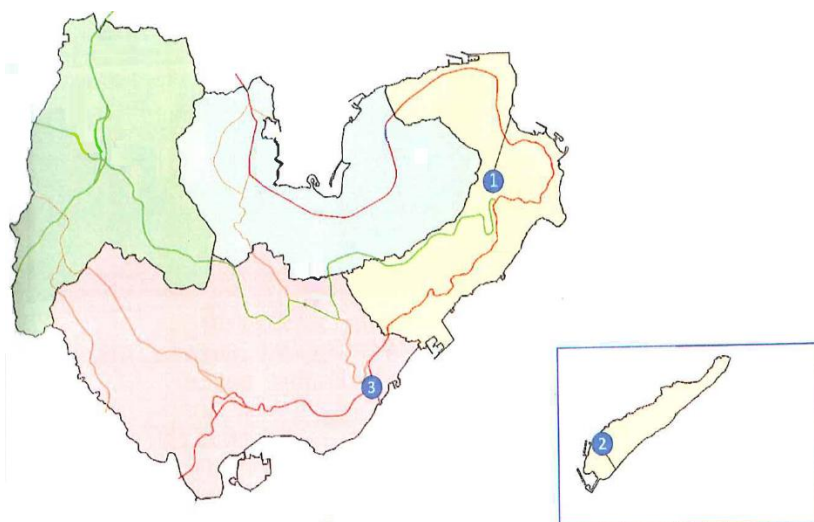
公開抽選により、空家への入居者及び空家待ちの順位を決定し、希望した団地に空家が発生した際に順位に沿って入居案内を行います。なお、棟・階層等を選ぶことはできません。また、入居資格登録期間中に空が発生しない場合は、入居できません。ご了承ください。

## ● 市営住宅の目的

市営住宅は、住宅に困窮されている低所得者の方々のために建設された住宅です。そのため、民間住宅と異なり、入居に際しては公営住宅法、南城市営住宅条例等により、収入基準をはじめとする様々な規定や制限が設けられています。お申し込みの際には、本「募集のしおり」の内容を十分にご確認ください。

## ● 団地の所在地及び戸数(令和8年4月時点)

- ・市営百名団地・・・ 60戸（内空き室 1戸）
- ・市営ワンヂン原団地・・・ 22戸（内空き室 1戸）
- ・市営久高団地・・・ 4戸（内空き室 0戸）



No.	団地名称	住所	完成年度	階数	戸数	間取
1	ワンヂン原団地	知念字久手堅 754-2～819-3	S61.H1	長屋2階	22	3DK
2	久高団地	知念字久高 103-1	H6.H7	1階	4	3LDK
3	百名団地	玉城字百名 626～647-3	S58.S59	3階	60	3DK

## ●申込期間

令和8年5月1日（金）～5月29日（金）まで ※土日祝祭日を除く  
（午前9時から午後5時まで ※昼休み 正午から午後1時除く）

## ●申込方法

「市営住宅申込書」に必要事項を記入し、入居資格確認書類を添えて、施設管理課へ郵送または直接お申し込みください。

※郵送の場合は、令和8年5月29日までの消印が有効です。郵便局の受付時間によっては翌日の消印になることがありますので、余裕を持って投函してください。

※書類に不備がある場合、受理できないことがあります。提出の際は、記載内容や必要書類、郵便料金の不足等がないよう十分にご注意ください。

※複数の団地を申し込むことはできません。

## ●公開抽選会

申込書及び関係書類による仮審査を経て、入居資格を満たした方へ抽選会の日時をご案内します。

抽選会当日に申込者ご自身による抽選を行い、入居者および空家待ち入居者の順位を決定します。抽選会に欠席される方については、参加者全員の抽選終了後、職員が代理で抽選を行い順位を決定します。

※抽選会に代理人を立てて出席させることも可能です。その場合は、指定の期限までに委任状の提出が必要です。

※令和5年度より抽選方法が変わっています。詳細については7ページを参照ください。

## ●入居資格登録期間(有効期間)

入居順位決定から、次回募集による入居資格決定まで（おおむね令和9年6月末迄）となります。

※有効期間内に空家が発生しない場合は、入居することはできませんのでご了承ください。

## ●申込先

南城市役所 施設管理課（南城市役所2階）

[TEL:098-917-5351](tel:098-917-5351)

## 入 居 資 格

1	○現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者を含む。)があること。 注)婚約者の場合は、入居契約時までに婚姻の事実を証明できる書類の提出が必要です。※1 単身入居ができる場合もあります。
2	○申込者及び同居親族の月収額の合計が、以下の基準内であること。 (月額所得の計算方法は11～15ページに掲載しています。) 一般)158,000円 以下、裁量世帯※2) 214,000円 以下
3	○現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 ○原則として、入居予定者全員が持ち家(共有名義を含む)を所有していないこと。
4	○南城市に住所または本籍を有する者。
5	○市税、健康保険税等を滞納していないこと。 注)過年度分も含め、滞納していないこと。
6	○申込者又は同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 (なお、入居資格審査のため警察に照会を行います。)
7	○入居決定後、指定期日までに敷金を納入し、連帯保証人1名を立てられる者。 注)敷金は入居時の家賃3か月分の金額。 ※3 連帯保証人は市の定めた一定以上の収入が必要です。 ※連帯保証人の確保が困難な場合は、入居案内時までに施設管理課へご相談ください。

### ※1 単身入居者(別居中を除く)

- ①60歳以上の方(令和8年4月1日時点で60歳以上に達している方)
- ②手帳の交付を受けている障がい者(身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A1～A2)
- ③生活保護受給者 ④DV被害者(配偶者暴力相談支援センター等の証明がある方)
- ⑤戦傷病者 ⑥原爆被害者 ⑦海外引揚者 ⑧ハンセン病療養入所等

注)身体上、または精神上著しい障がいがあるために常時介護を必要な方は安全確保や財産保全等の観点から、入居契約の締結に際し、契約内容のご説明をしたうえで、必要な支援を受けられているか確認させていただきます。

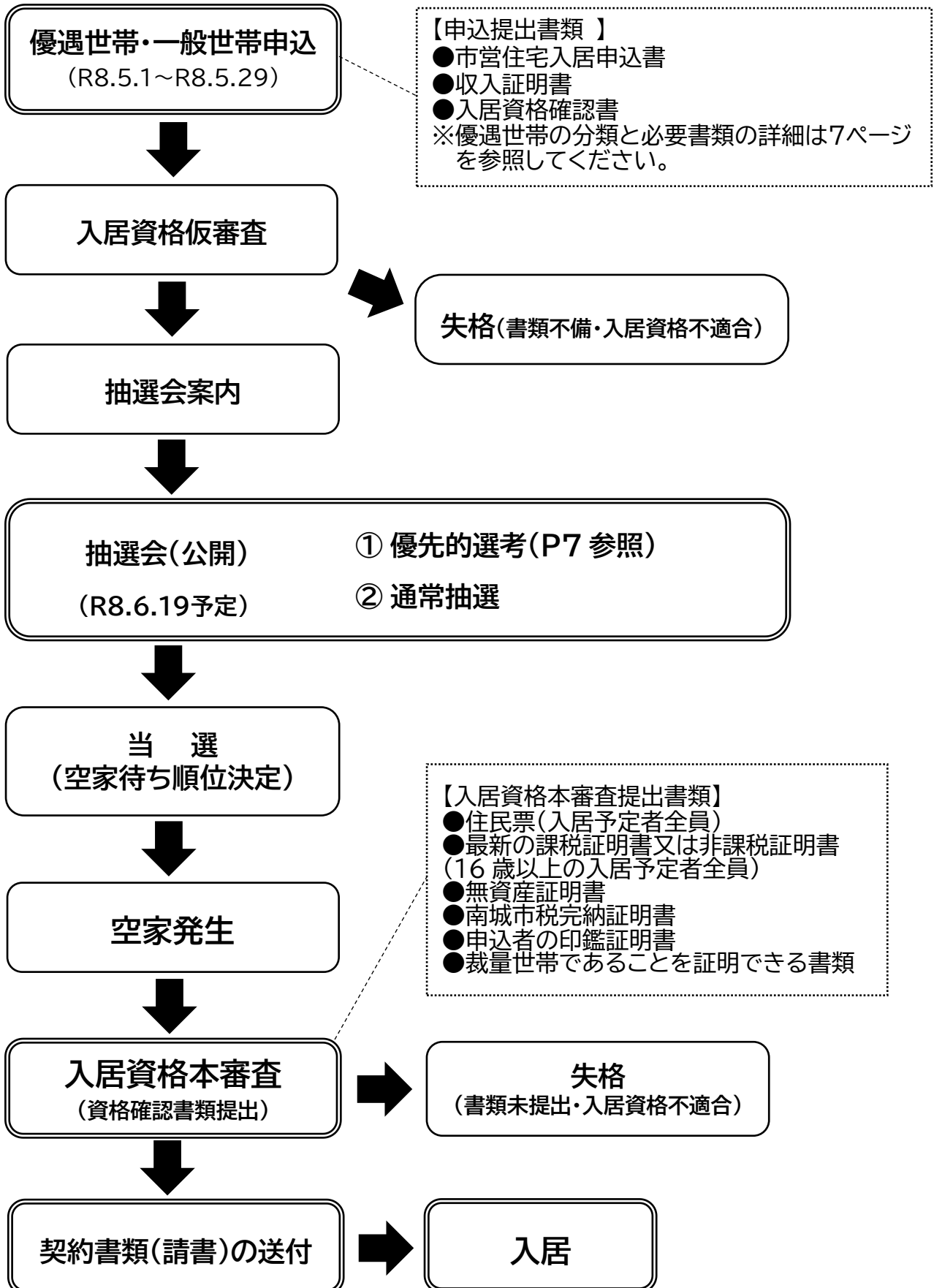
### ※2 裁量世帯

- ①入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者がいずれも60歳以上または18歳未満の世帯
- ②同居者に中学校就学の始期に達するまでの者がある世帯
- ③入居者又は同居者に手帳の交付を受けている障がい者(身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1～B1)がいる世帯
- ④戦傷病者のいる世帯 ⑤原爆被害者のいる世帯 ⑥ハンセン病療養入所者 ⑦海外引揚者

### ※3 連帯保証人の条件

- ①県内に住んでおり、団地への同居予定者でない者
- ②入居を許可された者と同等程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める者

## 申込みから入居まで



## 優先的選考

### 1. 優先的選考とは

公営住宅入居者の募集については、住宅に困窮する低所得者の中でも特に困窮度が高い世帯に対し、地方公共団体の判断により、優先的に選考を行う「優先入居」認められています。

南城市では、市営住宅の居住面積水準の適正化及び社会的困窮度が高い世帯への配慮を目的として、この選考方法を採用しています。子育て世帯、多人数世帯、その他支援が必要な世帯を優先的対象とすることで、適切な住宅供給を行っています。

優先的選考においては、当該世帯を対象として入居順位の1位を決定します。選出されなかった方については、一般申請者と以降の順位を決定するための抽選を行います。

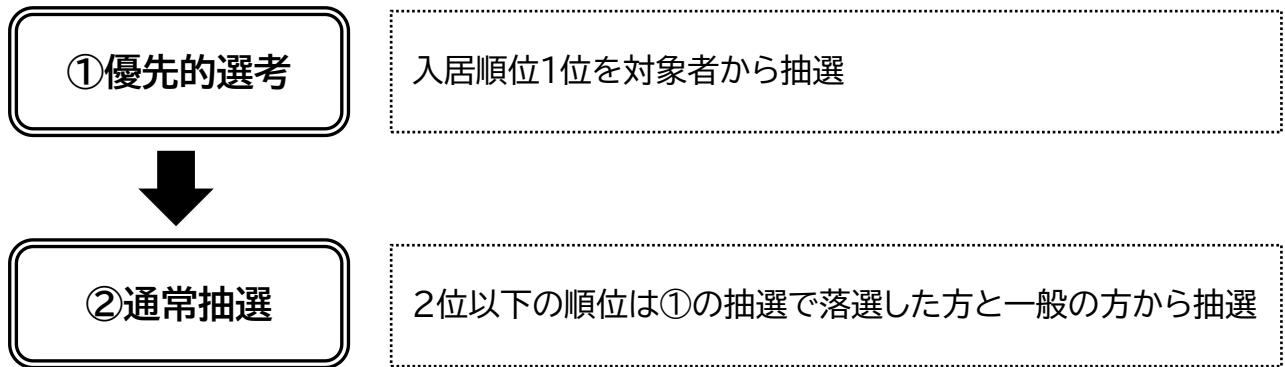
### 2. 優先的選考の対象

5 ページの入居資格に該当し、かつ下記のいずれかに該当する方となります。

分類	必要書類	適用
①本市の事業執行に伴う立ち退き世帯	立ち退きを証明する書類	
②中学生以下の子を養育しているひとり親(母子・父子)世帯 ア. 配偶者と死別、または離別して再婚していない者 イ. 非婚世帯	戸籍謄本 (配偶者がいないことを確認します)	
③中学生以下の子を3人以上扶養している世帯	本籍・続柄が記載された住民票謄本	
④入居者または同居者に手帳の交付を受けている障がい者(身体障害者手帳 1～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、療育手帳 A1～B1))がいる3人以上の世帯	障害者手帳の写し	
⑤DV被害者で中学生以下の子を扶養している世帯	女性相談所等が発行する書類	
⑥入居者が 60 歳上の者で2人以上の同居者がおり、かつ、同居者のいずれもが60 歳以上又は中学生以下の世帯	親族関係が確認できる書類	同居者は2親等以内の親族に限ります。
⑦特に救済を要する低所得者で 2 人以上の世帯	所得証明書 現在家賃の分かる書類	
⑧南城市営住宅条例で定める者	罹災証明書、居住実績証明書 等	

※②～⑥は全て同一世帯かつ同居していることが条件となります。なお、同居者は親族に限ります。(婚約者は個別でご相談ください。)

### 3. 抽選方法



(抽選の例)

#### 【空家あり(1部屋)】

申込：Aさん（優遇世帯）、Bさん（優遇世帯）、Cさん（優遇世帯）、  
Dさん（一般世帯）、Eさん（一般世帯）

#### ① 優先的選考

百名団地の入居順位1位をAさんとBさんとCさんで抽選、Aさんが1位に当選

#### ② 通常抽選

空家待ち順位1以下の順位をBさん、Cさん、Dさん、Eさんで抽選

#### 【空家なし】

申込：Aさん（優遇世帯）、Bさん（優遇世帯）、Cさん（優遇世帯）、  
Dさん（一般世帯）、Eさん（一般世帯）

#### ① 優先的選考

空家待ち順位1位をAさんとBさんとCさんで抽選、Aさんが空家待ち1位に当選

#### ② 通常抽選

空家待ち順位2以下の順位をBさん、Cさん、Dさん、Eさんで抽選

#### ※注意事項

- ・優先的選考の対象世帯が必ず入居できるものではありません。
- ・優先的選考に申込者が抽選会を当日に欠席した場合は、一般申込の欠席者と同じ扱いとなります。
- ・空家待ち1位となっても、有効期間までに空家が発生しない場合は入居できません。

## 申込及び入居時の注意事項

### (1)申込時の注意事項

以下に該当する場合は失格となりますので、ご注意ください。

- ・ 申込内容に不備または虚偽がある場合
- ・ 同一世帯または同一人が2つ以上の申込（重複申込み）をした場合  
※原則として、夫婦別居での申込や入居することはできません。  
※母子・父子世帯は、戸籍謄本の提出が必要です。
- ・ 申込後に住所を異動し、市に連絡がない場合

※一度申し込んだ団地の変更は、できませんのでご了承ください。

### (2)入居案内時または入居時の注意事項

以下に該当する場合は失格となりますのでご注意ください。

- ・ 申込みをした家族（同居予定者）全員が同時に入居できない場合
- ・ 入居時の世帯人数に増減があった場合 ※出生を除く。
- ・ 名義人または同居予定者が暴力団員であると判明した場合  
※資格審査時に警察へ照会を行います。

## 入居するにあたって

### 1. 資格審査書類

・ 市営住宅に空家が発生した際、空家待ち順位に基づき資格審査書類の提出を依頼します。指定の期限内に必ず提出してください。

・ 期限内に提出がない場合や、書類に不備がある場合は失格となります。

※資格審査時には、市が指定する各種証明書類を提出していただきます。

### 2. 入居案内

・ 資格審査の合格者に対し、順次入居案内を行います。

・ 部屋の割り当ては市が行うため、ご希望に添えない場合があります。

・ 入居手続きを希望する方に対し、契約書類等を送付しますので、指定の期限内に提出してください。

### 3. 連帯保証人

・ 入居にあたり、入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人を1人選定していただきます。※連帯保証人を確保できない場合は、入居案内時までにご相談ください。

## 4. 家賃及び敷金、その他の費用について

### ①敷金

入居契約時に、家賃の3か月分に相当する額を納入していただきます。

### ②家賃

毎月10日が振替日です。口座振替による納付が原則となります。

※家賃を3か月以上滞納した場合は、住宅の明渡しを請求することがあります。

### ③その他の費用

団地によっては、下記の費用を入居者にご負担いただきます。これらの費用は、自治会へ直接納付してください

#### (1) 電気料金

屋内外共有部分の照明、集会所の電気料金等

#### (2) 水道料金

共同水栓、集会所の水道料金、浄化槽の水道料金等

#### (3) 衛生掃除費

ごみ収集料金、排水管（枝管、縦管の排水管）清掃費等、雨水排水の側溝清掃費等

#### (4) 共同施設費：電灯等の電球の交換費用、樹木草花の剪定費など

#### (5) その他入居者が負担すべき費用

※団地の運営や維持管理のために必要な費用です。詳細は自治会へご確認ください。

## 5. 自治会

・市営住宅の快適な住環境を維持するため、団地自治会への加入および協力をお願いします。

※団地に自治会がない場合は、地域自治会への加入をお願いします。

## 6. その他注意事項

・市営住宅では、犬、猫等のペット飼育を固く禁止しています。

・市営住宅内（室外含む）でペットを飼育している事実が判明した場合は、速やかにペットを譲渡する等の対応を求めます。改善されない場合は、住宅の明渡請求の対象となりますので、必ず守ってください。

・市営住宅は共同生活の場です。他の入居者の迷惑となる行為は慎んでください。

※迷惑行為は条例違反に該当し、状況によっては住宅の明渡しを請求する場合があります。

## 年間総収入金額・年間総所得金額の計算方法

・市営住宅の入居資格（収入基準）を確認するために、月収額の計算を行います。

**【世帯の所得＝申込世帯の所得金額 － 該当する控除額(15 ページ参照)】**

計算の手順は以下の通りです。

①年間総収入の計算

②年間総収入額から年間総所得額を算出

③申込世帯の所得の合計金額を算出

④該当する控除額を差し引く

⑤月額所得の算出

一般世帯：158,000円以下 ⇒ 申込み可能

裁量世帯：214,000円以下 ⇒ 申込み可能

※1 「年間総収入金額（総収入）」

税込総支給額をいいます。

※2 「年間総所得金額（総所得）」

年間総収入金額から、税法上の必要経費(老齢年金・普通恩給の場合は公的年金等控除額)を控除した額をいいます。

### 計算時の諸注意

① 入居予定者（婚約者を含む）に所得のある方が2名以上いる場合は、それぞれの所得金額を算出した後に合算します。

② 国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金の収入は、月額所得の算出時に「給与収入」として扱います。

③ 下記の非課税所得は、月額所得の計算対象となりません。

課税対象外の収入（例）

生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障害年金、児童扶養手当等

## 給与所得者の年間総収入

年間総収入(賞与・諸手当を含む税込の収入)の計算		
就職(勤務開始の時期)	年間総収入の計算方法	
申込み日時点で、現在の勤務先に前年の1月1日以前から引き続き行っている方	前年の年間総収入金額 (市町村が発行する所得証明書)	
中途就職の方	申込み日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、現在までに12ヵ月以上勤務している方	勤務した翌月から12ヵ月の年間総収入金額
	申込み日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、勤務期間が12ヵ月に満たない方	勤務した翌月から申込み日までの総収入金額を基に以下の計算による年間の推定総収入金額 $\frac{(\text{総収入金額} - \text{支払いを受けた賞与})}{\text{勤務した翌月から申込日前日までの月数}} \times 12$ + 支払いを受けた賞与 = 年間推定総収入金額

## 事業所得者の年間総収入金額

年間総所得の計算		
事業の開始時期	年間総所得の計算方法	
申込み日時点で、現在の事業を前年の1月1日以前から引き続き行っている方	所得証明書 (市町村が発行するもの)	
途中で事業を始めた方	申込み日時点で現在の事業を前年の中途から開始して、現在までに12ヵ月以上行っている方	事業を始めた翌月から12ヵ月間の年間総所得金額 【年間収入－年間支出＝年間所得】
	申込み日時点で、現在の事業を前年の中途から開始して、事業期間が12ヵ月に満たない方	事業を始めた翌月から申込日の前月までの収入と支出を基に、以下の計算による年間の推定総所得金額 $\frac{(\text{総収入金額} - \text{総支出金額})}{\text{事業を始めた翌月から申込日前月までの月数}} \times 12$ = 年間推定総収入金額

※老齢年金、普通恩給は、以下の計算方法で年間所得金額を算出してください。

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
65 歳以上 昭和 36 年 1 月 1 日 以前に生まれた方	1, 100,000 円まで	所得は0
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	(年金額) - 1, 100,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金額) × 0.85 - 685,000 円
65 歳未満 昭和 36 年 1 月 2 日 以降に生まれた方	600,000 円まで	所得は0
	600,001 円から 1,299,999 円まで	(年金額) - 600,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金額) × 0.85 - 685,000 円

## 月額所得の計算方法

このページでは、11 ページから 13 ページで算出した「年間総収入金額」及び「年間総所得額」を以下の計算式に当てはめ、世帯の「月額所得」を算出します。その結果が、市営住宅の入居資格（収入基準内）に該当するか判断します。

### 【具体的な計算方法】

- ・ 給与所得者の方 → ①から順に計算をしていきます。
- ・ 事業者所得者の方 → ③で計算します。

①年間総収入金額：\_\_\_\_\_ 円

②年間総所得金額の計算方法(下記の表にあてはめて計算します。): \_\_\_\_\_ 円

年間総収入の金額の区分(A)	年間総所得金額
ア. 650,999 円以下	年間総所得金額は0
イ. 651,000 円以上 1,899,999 円以下	(A) - 650,000 円
ウ. 1,900,000 円以上 3,599,999 円以下	①: (A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) = (B) ②: (B) × 2.8 - 80,000 円
エ. 3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	①: (A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) = (B) ②: (B) × 3.2 - 440,000 円
オ. 6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	(A) × 0.9 - 1,100,000 円

### ③月額所得の計算方法

(年間総所得金額 - 控除額合計) ÷ 12 = 月額所得

→ ( \_\_\_\_\_ 円 - \_\_\_\_\_ 円) ÷ 12 = \_\_\_\_\_ 円

※ 申込世帯の中に所得がある方が複数名いる場合は、全員の金額を合算して世帯の「合計年間所得金額」を算出してください。

※ 一般世帯：158,000 円以下、裁量世帯：214,000 円以下

※ 上記でいう裁量世帯とは、優先的選考の対象世帯とは異なります。

※ 控除額は次のページを参照にしてください

### 控除金額の一覧表

控除の種類		内容	控除額
一般	1. 同居控除	本人以外の配偶者及び同居扶養親族	38 万円×人数
	2. 別居扶養控除	所得税法の控除を受けている扶養親族	(本人除く)
	3. 特別控除※1	給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方	10 万円×人数
特別控除	4. 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち 70 歳以上の方	10 万円×人数
	5. 特定扶養親族	扶養親族のうち 16 歳以上 23 歳未満の方 (合計所得金額が58 万円以下の方)	25 万円×人数
	6. ひとり親控除 ※2	次の①+②、または③のいずれかに当てはまる場合 ※非婚の父子母子世帯も含む ①現状、結婚をしていない方(または配偶者がいても生死が不明) ② 生計を一にする子(合計所得金額が58 万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方に限る)がいること ③合計所得金額が 500 万円以下の方	35 万円 ※ 所得金額が 35 万円未満の 場合は当該所得 金額
	7. 寡婦控除	①夫と死別して婚姻していない方、又は夫の生死が不明な方で、合計所得金額が 500 万円以下の方 ②夫と離婚した後、婚姻しておらず、扶養親族のいる方で合計所得金額が 500 万円以下の方	27 万円 ※ 所得金額が 27 万円未満の 場合は当該所得 金額
	8. 障がい者控除	本人、配偶者、扶養親族および同居親族の中で障がい者手帳などの交付を受けている方 身体(3 級以下)、精神(2 級以下) 知的(B1 以下)	27 万円 ※ 所得金額が 27 万円未満の 場合は当該所得 金額
	9. 特別障がい者	重度の障がい者 身体(1、2級)、精神(1級)、知的(A1,A2)	40 万円×人数
世帯の控除額合計			円

※1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替への対応

入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合には、一人につき 10 万円を追加で控除します。(10 万円未満の場合は当該所得金額)

※2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しへの対応

ひとり親控除(35 万円)及び寡婦控除(27 万円)等を控除する。なお、ひとり親控除と寡婦控除を同時控除できません。また、住民票に「妻(未届け)」「夫(未届)」と記載がある人は、ひとり親控除も寡婦控除も対象外となります。

※胎児は、同居・扶養控除の対象となりません。

## 参考家賃(令和8年度)

### 市営百名団地

政令月収	入居者の家賃		
	2号棟	5・6号棟	1・3号棟
0～104,000円	18,100円	17,200円	17,500円
104,001～123,000円	20,900円	19,900円	20,200円
123,001円～139,000円	23,900円	22,800円	23,100円
139,001円～158,000円	26,900円	25,700円	26,100円

### 市営ワンヂン原団地

政令月収	入居者の家賃	
	1～3、5～7号棟	8～12号棟
0～104,000円	18,400円	19,200円
104,001～123,000円	21,200円	22,200円
123,001円～139,000円	24,300円	25,300円
139,001円～158,000円	27,400円	28,600円

### 市営久高団地

政令月収	入居者の家賃	
	1号棟	2号棟
0～104,000円	18,400円	18,500円
104,001～123,000円	21,200円	21,300円
123,001円～139,000円	24,300円	24,400円
139,001円～158,000円	27,400円	27,500円

※政令月収:世帯全員の年間所得合計額から、公営住宅法に基づく諸控除額を差し引いた額を、12ヵ月で除した額。

# 記入例

様式第1号(第3条関係)

希望団地	百名団地	申込 区分	一 般	受付番号		
市 営 住 宅 入 居 申 込 書						
				令和〇年〇月〇〇日		
南城市長		殿		現住所 南城市〇〇〇〇番地 ふりがな なんじょう いちろう 申込者 南城市郎 T E L 098-〇〇〇-〇〇〇〇		
下記のとおり市営住宅の申込みをします。 なお、申込書に虚偽の記載があるときは、無効とされても異議を申しません。						
本籍地			勤務先	所在地 南城市□□□□番地		
沖縄 県 南城市〇〇〇〇番地				名称 株式会社 △△△△ (電話 000-000-0000 )		
市営住宅に入居しようとする者	続柄	氏名	年齢	職業	過去1年間の収入額	※月収
	本人	南城市郎	45	会社員	2,000,000円	
	妻	南城市子	40	パート	800,000円	
	子	南城市郎	17	学生	0円	
	子	南城市美	15	学生	0円	
※世帯の月収( 円) - ( 円 × 人) = ( 円)						
住宅困窮の現況	1	住宅以外の建物又は場所に居住している。	倉庫 事務所 その他			
	2	保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。	老朽住宅 仮設住宅 その他			
	3	他の世帯と同居していて生活上著しく不便である。現在の間取りと世帯員との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態である。	便所(専用、共用) 炊事(専用、共用) 部屋数 間 畳 借家、間借、下宿、寮、その他			
	4	同居しようとする親族があるが分散して生活している。	別居親族と別居先			
	5	正当な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない。	立ち退き要求を受けていることを証する書類			
	6	勤務場所から著しく遠隔地に居住している。	片道所要時間 時間 分			
	7	毎月の収入に比較して現在の家賃は著しく過重である。	家賃 60,000 円			
	8	婚約中であるが住宅がないため結婚できない。	婚約中であることを証する書類			
	9	高齢者、障害者、被災者などである。	その旨を証する書類			
	10	居住の公営住宅が建替又は用途廃止される。	市町村営住宅の場合は、市町村長の証明書			
	11	その他				

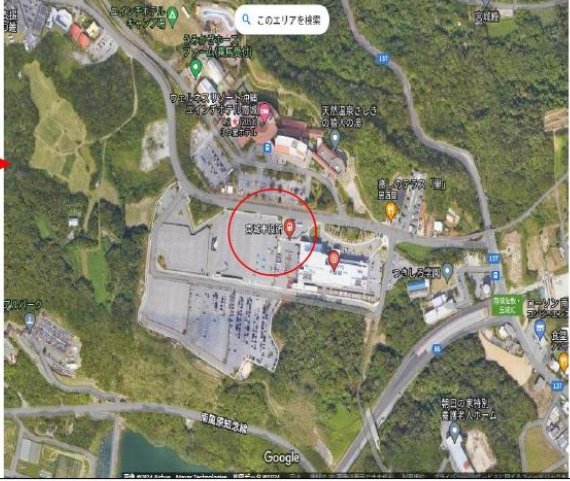
本籍地及び勤務地を正確に記入してください。

収入のある方全員の過去1年間の収入額を記入してください(大凡の金額で構いません)。

該当する項目に○をつけて、その他記入する事項があれば正確に記入してください。

※の項目は記入しないでください。

注1 「住宅困窮の現況欄」は、該当箇所の数字を○で囲み、右欄にも所要事項を記入してください。

(裏)													
現住所付近の見取図	※実態調査表												
	一般、その他												
現在居住している住宅の平面図 (間取り及び畳数を表示すること。)	実態調査の結果、上記のとおり相違ありません。  年 月 日												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">居 間</td> <td style="width: 50%;">居 間</td> </tr> <tr> <td>6 畳</td> <td>6 畳</td> </tr> <tr> <td>台 所 兼</td> <td>ト イ レ</td> </tr> <tr> <td>食 堂</td> <td>6 畳</td> </tr> <tr> <td>6 畳</td> <td>バ ス</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 畳</td> </tr> </table>	居 間	居 間	6 畳	6 畳	台 所 兼	ト イ レ	食 堂	6 畳	6 畳	バ ス		6 畳	調査員 職氏名 <span style="float: right;">(印)</span>
居 間	居 間												
6 畳	6 畳												
台 所 兼	ト イ レ												
食 堂	6 畳												
6 畳	バ ス												
	6 畳												
提示すべき書類	確 認 印												
収入を証する書類													
立ち退き要求、婚約を証する書類													
高齢者、障害者などを証する書類													
その他													

現在居住している住宅の場所がわかるように記入して下さい。

現在居住している住宅の間取りを正確に記入して下さい。

この項目の記入は必要ありません。

# 記入例

様式第2号（第2条、第7条関係）

収 入 証 明 書									
南城市長 殿					令和○年○月○日				
					住所 南城市○○○○番地 職業 会社員 氏名 南城市郎				
月 別	給料（税込）	賞与（税込）	その他（税込）	計	月 別	給料（税込）	賞与（税込）	その他（税込）	計
4月	140,000円			140,000円	10月	140,000円			140,000円
5月	140,000円			140,000円	11月	140,000円			140,000円
6月	140,000円	150,000円		290,000円	12月	140,000円	170,000円		290,000円
7月	140,000円			140,000円	1月	140,000円			140,000円
8月	140,000円			140,000円	2月	140,000円			140,000円
9月	140,000円			140,000円	3月	140,000円			140,000円
					合 計	1,680,000円	320,000円		2,000,000円
上記のとおり給与を支給したことを証明します。									
令和○年○月○日									
					所在地 南城市□□□□番地 名称 株式会社 △△△△ 代表者 南城市郎				
					印				

注1 入居の申込みをした日の月の前月から過去1年間の収入を記載すること。

2 入居家族のうち本人以外に収入のある者がいるときは、この収入証明書は別々に書いて提出すること。